刑事法廷内における入退廷時に被疑者又は被告人に

手錠・腰縄を使用しないことを求める会長声明

　第１　声明の趣旨

　　　１　刑事公判を担当する裁判官は、被疑者又は被告人について、個別・具体的根拠に基づき逃走、自傷、他害又は器物損壊の行為を行う現実的なおそれがあると認められる例外的事情のない限り、入廷前の解錠及び退廷後の施錠を原則とし、被疑者又は被告人の手錠及び腰縄姿が、傍聴人や裁判官を含めた訴訟関係人をはじめ、誰の目にもさらされないようにするべきである。

　　２　法務省及び警察庁は、刑事収容施設の職員（警察の留置担当官を含む。）に対して、前項の内容を周知徹底するべきである。

　　３　最高裁判所、法務省及び警察庁は、１項及び２項を実現するため、被疑者又は被告人に刑事法廷内で手錠及び腰縄が使用されている現行の運用を改めるために、採るべき具体的方策等を速やかに検討すべきである。

　第２　声明の理由

　　 １　問題の所在

1. 被疑者又は被告人に向けた法廷における入退廷時の手錠・腰縄につ

いてのアンケート結果について

日本弁護士連合会が、２０２０年（令和２年）１２月１８日付け依頼（日　弁連人１第１０３３号）により、被疑者又は被告人（以下、被告人等という。）に対してアンケート調査を行った。このアンケート調査に回答した被告人等は７名である。行われたアンケート調査において、手錠・腰縄姿を傍聴人や裁判官等の訴訟関係人（以下、裁判官等という。）に見られた際の気持ちとして、４名が「見られてすごく嫌だった」と回答し、３名が「見られて少し嫌だった」と回答している。アンケートに回答した被告人等全員が手錠・腰縄姿を裁判官等に見られた際の気持ちとして、「見られてすごく嫌だった」、ないし、「見られて少し嫌だった」と回答している。

　　　　　加えて、アンケートに回答した被告人等の手錠・腰縄姿を見られて「すごく嫌だった」、ないし、「少し嫌だった」時の気持ちとして、６名が、「恥ずかしさ・みじめさを感じた」、５名が、「罪人であると思われていると感じた」、３名が、「公平に審理してくれるのか不安に感じた」等と回答している。

　　　　　これらのことから、被告人等が、入退廷時に法廷内で手錠・腰縄姿を裁判官等に見られることで、羞恥心を感じ、裁判官の公平な審理への不安をも抱いている現状が明らかになっている。

1. 弁護士に向けた法廷における入退廷時の手錠・腰縄についてのアンケ

ート結果について

また、上記日本弁護士連合会依頼に基づき、弁護士に向けても入退廷時の法廷内の手錠・腰縄に関するアンケートが行われている。このアンケート調査に回答した会員は、６１名である。このうち、４４名が入退廷時の法廷内における被告人等への手錠・腰縄はやめた方がいいと回答している。この理由として、被告人等の法廷内の手錠・腰縄姿が裁判官等に見られることは、無罪推定の原則に反し、被告人等の人格権を侵害することや被告人等の自尊心を傷つけること等が挙げられている。

　　　　　　このアンケート結果からも、被告人等の法廷内での手錠・腰縄姿が裁判官等に見られることで、被告人等にとって問題点があることが明らかになっている。

1. 入退廷時の手錠・腰縄の使用に関する現在の運用状況

ア　裁判員裁判の場合

裁判員裁判において、例外的に、ついたてを活用し、裁判所書記官のみが被告人の手錠・腰縄を外すところを確認した事例等も存在している。

しかし、このようなごく例外的な場合を除き、裁判長及び傍聴人らが被告人の手錠・腰縄姿を見る状態が継続している。

　　　　 イ　裁判員裁判以外の場合

　　　　　　　裁判員裁判以外の裁判においては、裁判官等の見えないところで、被告人等の手錠・腰縄を外すという事例も存在している。しかし、裁判官等の見えないところで、被告人等の手錠・腰縄を外す運用は、例外的な状況であり、弁護人が申入れを行っても、全く対応しないという場合が多数を占めている。

1. 小括

　　　　　　以上のように、被告人等に入退廷時に手錠・腰縄が裁判官等に見える状態で刑事裁判が運用されることには、アンケート結果に加えて、下記で検討するように被告人等の権利及び対等当事者としての地位等の観点から問題である。

　　　２　被告人等の基本的人権・地位等からの問題点

1. 手錠・腰縄の使用によりもたらされる弊害

　　　　　　手錠・腰縄の使用は、身体を拘束されている者（以下、被拘束者という。）が、罪人であることを被拘束者を見た者に想起させる。また、手錠・腰縄は、被拘束者の身体の自由を物理的に奪う。さらに、被拘束者に屈辱感や羞恥心等の精神的悪影響をも与えることになる。加えて、手錠・腰縄使用により、拘束者の権威が顕示されていると見ることができる。

　　　　　 手錠・腰縄の使用が与えるこれらの悪影響を前提に、以下で、主要な問題点を挙げていく。

　（２）被告人等の基本的人権からの視点

　　　 被告人等には、無罪が推定され、刑事手続上、必要最小限の場合以外は、市民生活と同様の保障が必要とされている（国際人権自由権規約１０条２項a、１４条２項）。この点から、被告人等に対する手錠・腰縄の使用について、以下の制約が課せられることになる。

　 第１は、被告人等も品位を傷つけられる取扱いがされるべきではなく、人としての個人の尊厳が保障されなければならない（憲法１３条、国際人権自由権規約７条、１０条）。被告人等に入退廷時に手錠・腰縄を使用することは、２（１）記載の弊害をもたらす。これにより、被告人等の人格権が侵害される。被告人等の手錠・腰縄姿が、衆人にさらされることが被告人等の人格権の侵害に当たることは、最高裁判所も認めている（最高裁判所平成１７年１１月１０日判決）。

　 このことからも、被告人等に入退廷時に手錠・腰縄を使用する際には、被告人等の品位及び個人の尊厳に配慮する形で使用することが必須である。裁判官等に被告人等の手錠・腰縄姿が見られることは、必要最小限に止めなければならない。

　 この点について、大阪地方裁判所令和元年５月２７日判決（確定）において、「法廷において傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくないとの被告人の利益ないし期待についても法的な保護に値する」、及び、「手錠等を施された姿を傍聴人に見られたくないとの被告人の利益ないし期待は、憲法１３条の趣旨に照らして法的保護に値する人格的利益であ」ることが判示されている。そして、「裁判長は、被告人又は弁護人から手錠等を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせないようにしてほしい旨の要請があった場合には、かかる被告人の要望に配慮し、身柄拘束についての責任を負う刑事施設と意見交換を行うなどして、手錠等の解錠及び施錠のタイミングや施錠及び解錠の場所をどうするかという点に関する判断を行うのに必要な情報を収集し、その結果を踏まえて弁護人と協議を行うなどして具体的な方法について検討し、具体的な手錠等解錠及び施錠のタイミングや場所について判断し、刑務官等に対して指示することが相当であったというべきである」と判示している。同判決において、傍聴人との関係において、入廷廷時における被告人の手錠・腰縄姿を見られたくないという利益ないし期待に対して法的保護を認めた。裁判官を含めた訴訟関係人がこの判決の判示事項に含まれるのかは、判然としない。しかしながら、被告人等の入退廷時の手錠・腰縄姿を見られたくないという点は、見られる相手方が傍聴人であろうと、裁判官を含む訴訟関係人であろうと関係がない。同判決では、明示的に示されていないものの傍聴人とそれ以外の者を区別する必要性はない。

　　　第２に、被告人等は、無罪推定の原則が働いている。被告人等は、有罪判決を受けるまでは、無罪として取り扱われる権利を有している（憲法３１条、国際人権自由権規約１０条２項a、１４条２項）。２（１）において述べたように、被告人等が入退廷時に手錠・腰縄を付けたままで刑事裁判が運用されることは、被告人等を罪人として扱っていると判断される状況を作出し、裁判官を含む訴訟関係人もこの状況を追認していることになる。このことは、被告人等の有している無罪推定の原則を侵害しているものである。

（３）被告人等の対等当事者としての地位及び防御権からの視点

　　 日本国憲法は、基本的人権の尊重を掲げている（憲法１１条）。この憲法の下においては、被告人等は、刑事裁判の主体として検察官と対等な立場で訴訟活動を行う地位にある（憲法３１条以下）。２（１）において述べたように、被告人等が入退廷時に手錠・腰縄を付けたままであると物理的、精神的に束縛された状態で刑事裁判に臨む状態になる。このことにより、被告人等が検察官と対等な立場で刑事裁判に臨むことができなくなり、対等でない以上、充分な防御権の行使も行えなくなる。

　 したがって、被告人等が入退廷時に手錠・腰縄を付けたままであり、裁判官等にその姿が見えることは、被告人等の対等当事者としての地位の確保及び防御権の保障の観点からも、大きな問題である。そして、適正手続の保障及び刑事手続の諸原則にも反していることは明らかである（憲法３１条以下）。

　３　手錠・腰縄の使用に関する法の定めからの問題点

1. 公判廷における身体不拘束原則

　　　　　刑事訴訟法２８７条１項で「公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振い又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。」と定めている。刑事訴訟法２８７条の趣旨は、拘束されている被告人の心理的影響及び手続の客観的公正性を担保することである。この趣旨は法廷の中において、果たされるべきものである。刑事訴訟法２８７条１項の「公判廷」は、公判の開かれる法廷と解釈するべきである。

　　　　　この点からすると、被告人が公判の開かれる「公判廷」に入退廷する際に、手錠・腰縄がされたままの状態で刑事裁判の運用がなされている現状は、刑事訴訟法２８７条１項ただし書きの例外的な場合の要件を充たす場合でない限り、刑事訴訟法に違反した状態となっている。

1. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

　　　　　刑事被収容者処遇法７８条１項は、刑務官による手錠・腰縄の使用について、「捕縄又は手錠を使用することができる」と定めている。「捕縄又は手錠を使用する」と定めていない。また、警察の留置担当官による手錠・腰縄の使用については、同法２１３条１項により、刑務官の場合と同様の定めがある。加えて、同法では、刑務官及び警察の留置担当官の両者において、「捕縄又は手錠」と定めている。及びという文言を用いて、両者を結び付けておらず、択一的な使用が前提とされている。

　　　　　このような刑事被収容者処遇法の定めを前提にすると、逃走や暴行等の行為のおそれのある場合でも捕縄又は手錠を使用する必要性及び相当性を検討した上で、捕縄又は手錠の使用の可否について、個別に判断しなければならない。それにもかかわらず、現状の刑事裁判は、ごく少数の例外を除いて、手錠及び腰縄が使用されている。現状は、刑事被収容者処遇法の規定の想定を超えて、過剰に手錠・腰縄が使用されている。

　４　逃走・暴力等の行為のおそれに対する防止手段からの視点

　　　被告人等の入退廷時において、被告人等による逃走、暴力等の行為をする場合の防止策については、手錠・腰縄を使用しなくても実現可能である。刑事裁判の審理が行われている最中は、通常、被告人等１名に付き２名の刑務官等が被告人等の両脇に座り、被告人等の動静を監視している。この方法によって、被告人等が逃走を図ったり、暴力を働く等の事例は、ごく例外的な場合を除いて、ない。そうであれば、被告人等が入退廷する際にも、刑事裁判の審理中と同様の方法で、被告人等の逃走、暴力等を防ぐことができる。

　 このため、個別具体的に考慮して、逃走、暴力等を行うおそれがある場合はともかく、一般的・抽象的に逃走、暴力等のおそれがあるという理由により、一律に入退廷時に被告人等に手錠・腰縄を用い、拘束することは、被告人等の人権保障、無罪推定の原則、被告人等の防御権、及び、法律の規定からしても許されないものである。

　５　法廷警察権及び訴訟指揮権からの視点

　　　法廷警察権及び訴訟指揮権は、公判を主宰する裁判官が有する法廷内の秩序維持を目的とした権限である。この権限は、公判に時間的・場所的に接着した範囲・場所にも及ぶ。このことから、裁判所は、開廷前の解錠指示及び閉廷後の施錠指示を法廷警察権あるいは訴訟指揮権の裁量行使の範囲内と考えている。

法廷警察権及び訴訟指揮権の性質から、個々の裁判官は、自己の主宰する法廷内で、被告人等の権利、利益の侵害があれば、このことを是正する権限を有しており、責務も同時に有している。そして、ここまでの検討から、明らかなとおり、被告人等が入退廷時に手錠・腰縄を使用され、手錠・腰縄を付けられた姿を裁判官等に見える状態にあることは、被告人等の人格権や防御権等を侵害している。法廷警察権及び訴訟指揮権を有する裁判官は、入退廷時の被告人等の手錠・腰縄を外し、裁判官等に被告人等の手錠・腰縄姿が見えることがないように刑事裁判を運用する責務がある。裁判官が、法廷警察権及び訴訟指揮権を行使して、被告人等の入退廷時の手錠・腰縄姿が裁判官等に見られないようにすることは可能であり、実行しなければならない。

この点について、平成５年７月１９日付「刑事法廷における戒具の使用について（通知）」において、最高裁判所刑事局から法務省矯正局に被告人の手錠・腰縄姿を傍聴人に見える状態であることが問題であると捉え、「裁判官が被告人より先に入廷し、又は後に退廷することを前提に、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口（法廷外）の所で解錠し、又は施錠させるという運用を一般化させること」について、打診があったと記載されている。このことから、傍聴人との関係だけであるが、最高裁判所は、平成５年７月１９日の段階で、被告人の手錠・腰縄姿が、見られることに問題意識を持っていたことがうかがえる。さらに、最高裁判所は、法廷外での被告人の手錠・腰縄を解錠又は施錠が、被告人の人権尊重に適うと考え、個々の裁判官の法廷警察権及び訴訟指揮権の行使により、解決ができると考えていたとうかがえる。

２（２）で引用した大阪地方裁判所判決が出された後、ごく少数ではあるものの裁判官等に入退廷時に被告人等の手錠・腰縄姿が見えないように刑事裁判を運用する事例が現れつつある。これらの事例において、被告人等の逃走や暴力等が行われた事実はない。

上記の最高裁判所の考え方に従うと、法廷外の通路で被告人等の手錠・腰縄を解錠及び施錠するように法廷警察権及び訴訟指揮権を行使するべきである。また、そのようにすることで、被告人等が逃走、暴力等を行った事例はなく、被告人の権利侵害を未然に防ぎ、対等当事者として、刑事裁判に参加することが可能になる。被告人等の申出の有無に関係なく、裁判官は、上記の措置を採るべきである。

　６　刑務官らの権限の視点

　　　刑事被収容者処遇法７３条において、規律及び秩序の維持のためにとる措置については、比例原則が採用されている。この同法の規定を前提に考える。

これまでの検討から明らかなように被告人等が入退廷時に手錠・腰縄姿を裁判官等に見られない権利、利益は重要なものである。この権利、利益の重要性を考慮すると、刑務官等は、被告人等一人一人の個別、具体的な逃走、暴力等のおそれを勘案し、手錠・腰縄の使用の可否を決定することが法律上求められている。

　７　採られるべき措置

　　　これまで検討してきたように、被告人等の入退廷時に手錠・腰縄姿が、裁判官等に見られることは、被告人等の基本的人権の保障、国際準則、法の規定及び裁判所の法廷警察権あるいは訴訟指揮権のいずれの観点からも許容されない。現状の刑事裁判の被告人等の入退廷時の手錠・腰縄装着問題を早急に解決するために以下の具体的措置をとる必要がある。

1. 声明の趣旨１項に関して

　　　　　法廷の主宰者たる裁判官は、被告人等の入退廷時に被告人等が手錠・腰縄で拘束され、その姿が裁判官等にさらされないように、法廷警察権あるいは訴訟指揮権を行使しなければならない。

　　　　　したがって、刑事公判を担当する裁判官は、被告人等の個人の尊厳、対等当事者としての地位、無罪推定の権利及び防御権の保障又は確保のため、被告人等が、個別具体的な根拠に基づき逃走、自傷、他害又は器物損壊の行為を行う個別具体的なおそれが認められる例外的な事情のない限り、原則として、刑事公判廷の入退廷時には、被告人等に手錠・腰縄を使用させないようにすべきである。

1. 声明の趣旨２項に関して

　　　　　被告人等に対して、入退廷時に手錠・腰縄を施すことが許されないことからすると、刑務官らを管理監督する法務省及び警察庁は、個別具体的な逃走、暴力行為等のおそれがないにもかかわらず、一律に被告人等に手錠・腰縄を使用しないように刑務官らに周知徹底すべきである。

1. 声明の趣旨３項に関して

　　　　　被告人等が入退廷時に手錠・腰縄を使用しないで、入退廷できるように諸外国で採られている法廷前に待機室を設けることができるか否か等の予算措置を採るべきである。

　　　　　なお、機動的に入退廷時の被告人等への手錠・腰縄問題の運用改善のために、弁護士会レベルでの協議も検討するべきである。

　第３　結論

　　　　 以上に、述べてきたように、刑事法廷内において、入退廷時に、被告人等に対して、一律に手錠・腰縄が使用されていることは、必要最小限の身体拘束を超えた違法なものである。現在の刑事裁判の運用は、被告人等の逃走、暴力等の行為の抽象的なおそれを過度に重視し、被告人の品位、個人の尊厳、対等当事者としての地位、無罪推定の権利、防御権の保障及び確保をあまりにもおろそかにされていると言わざるを得ない。

　　　　　この事実を現在に至るまで放置し、充分な検討が加えられてこなかったことは、人権擁護を使命とする弁護士、裁判官、法務省及び警察庁の責任によるところが大きい。このことを省み、反省し、早急に対処する必要性がある。

　　　　　そこで、当会は、現在の被告人等に対する手錠・腰縄の使用に関する運用状況が、被告人等の基本的人権及び防御権の権利侵害であるという認識を深め、声明の趣旨記載の通り、関係各所に求める次第である。

２０２１年（令和３年）１１月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛媛弁護士会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　小　川　佳　和